税制支援が受けられます

項　目	支援対象事業	支援内容
●設備投資した場合における特別償却または法人税額の特別控除 （法人税〈特別償却は、法人住民税、法人事業税にも適用〉） ※特別償却または税額控除のいずれかを選択	特定事業（※）のうち、下表の第1号、第2号に該当する事業 ※特定事業 ①規制緩和を活用した事業 または ②下表に該当する事業であって指定金融機関から資金の貸し付けを受けて行う事業	対象設備／特別償却／税額控除（※） 機械・装置（1台あたり2,000万円以上）／50%／15% 開発研究用器具・備品（1台あたり1,000万円以上）／50%／15% 建物・附属設備・構築物（合計額が1億円以上）／25%／8% ※当期の法人税額の20%を上限
●所得控除 （法人税）	専ら特定事業（下表の第1号、第2号に該当する事業に限る）を営む新設法人による事業	創業後5年間の法人税について、所得の金額の20%を所得控除
●研究開発税制の特例 （法人税）	特定事業のうち、下表の第2号に該当する事業	上記の即時償却の適用を受ける開発研究用資産について、減価償却の12%を税額控除（法人税額の20%を上限）
●課税標準の特例 （固定資産税）	特定事業のうち、下表の第2号に該当する事業	研究開発の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする
●民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例 （所得税、法人税、個人住民税）	施行区域の面積が500㎡以上であって、公益的施設の整備を含む、規制緩和を活用した再開発事業	一定の民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税を軽減 （長期譲渡所得2,000万円以下の部分について税率を軽減〈所得税：15%→10%、個人住民税：5%→4%〉等）
●エンジェル税制（※）の特例 （所得税、個人住民税） ※設立間もない一定の企業へ投資した個人に対する税制優遇制度	中小企業者による特定事業のうち、下表の第1号イ（（1）～（3）、（5）に限る）、ハ、第2号に該当する事業 等	エンジェル税制の対象となる企業の要件について、現行の設立から3年未満を5年未満に緩和するとともに、直前期までの営業キャッシュフローの赤字要件を撤廃

金融支援もあります

項　目	支援対象事業	支援内容
●利子補給金の支給	下表に該当する事業であって指定金融機関から資金の貸し付けを受けて行う事業	ベンチャー企業等の先駆的な事業に必要な資金の貸し付けに対し、利子補給金を支給（支給期間：5年間、利子補給率：0.7%以内）

＜下表 ： 税制・金融支援の対象事業＞

※詳細は国家戦略特別区域法施行規則第1条を参照

区分	分野	事業内容
第1号	イ 医療	（1）高度医療に係る医薬品・医療機器の研究開発・製造（施設・設備の整備・運営を含む）
		（2）高度再生医療の研究開発等（施設・設備の整備・運営を含む）
		（3）医療・介護用ロボットの研究開発・製造（施設・設備の整備・運営を含む）
		（4）高度医療に係る治験・臨床研究（施設・設備の整備・運営を含む）
		（5）医療情報システムの研究開発（施設・設備の整備・運営を含む）
		（6）高度医療施設等の整備・運営
		（7）高度医療施設等に近接した宿泊施設の整備・運営
		（8）高度医療施設等への外国人患者の受入れに必要な渡航手続代行・通訳案内等
	ロ 国際ビジネス	（1）複数の多国籍企業が行う事業を統括する事業
		（2）国際会議等の参加者が利用する集会施設・宿泊施設・文化施設等の整備・運営等
		（3）国際会議等への外国人の参加に必要な渡航代行手続・通訳案内等
		（4）外国会社勤務者等の子女を対象とした外国語による教育
		（5）インターナショナルスクール等の整備
		（6）外国語による医療の提供
		（7）新たに事業を行う外国会社等への施設・設備提供、経営管理支援
		（8）外国会社・その従業員等を対象とした、ビジネス・日常生活等に関する外国語による情報提供等
		（9）外国人の中長期滞在に適した施設を使用させる事業等
	ハ 農業	付加価値の高い農林水産物・加工食品の研究開発等（施設・設備の整備・運営を含む）
第2号（特定中核事業）	医療	イ 先端的で国際競争力の高い医薬品の研究開発・製造
		ロ 先端的な再生医療の研究
		ハ 再生医療等に係る医療機器の先端的な研究開発
	農業	ニ 革新的な情報サービスを活用した農業の生産性の向上に係る研究開発
第3号	創業・雇用	小規模企業者による創業・雇用促進

28企P2-034A3

兵庫県 Hyogo Prefecture

兵庫の未来を拓く関西圏国家戦略特区

National Strategic
HYOGO
Special Zone

兵庫県マスコット　はばタン

兵庫県 企画県民部 特区推進課
TEL：078-362-4378　FAX：078-362-3950
E-mail：tokkusuishin@pref.hyogo.lg.jp　HP：兵庫県　国家戦略特区　検索

国家戦略特区限定の規制緩和を活用できます

※平成28年9月1日現在。最新の一覧はHP（表面参照）に掲載しています。

分野	No.	項　目	概　　要
医療	1	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認 （国家戦略特別区域法（以下「特区法」）第14条）	都道府県知事は、世界最高水準の高度な医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の開設・増床の許可申請があった場合、当該事業に必要な病床数を既存の基準病床数に加えて許可することが可能。
	2	医療法人の理事長要件の見直し （特区法第14条の２）	医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事は、一定の基準を満たす場合は、医師以外の者を医療法人の理事長として選出することについて迅速に認可。
	3	iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁 （特区法第20条の3）	再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、ｉＰＳ細胞から試験用細胞等を製造することを可能化。
	4	テレビ電話による服薬指導 （特区法第20条の5）	特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に居住する者に対し、遠隔診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話を活用した服薬指導を行うことが可能。
	5	臨床修練制度の拡充 （特区法第24条の2）	臨床修練制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国医師の受け入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充。
	6	特区薬事戦略相談制度の創設等による革新的医療機器の開発迅速化 （特区法第37条の4）	医療機器の開発初期段階から、必要な試験等に関する助言・指導を行う相談の実施により、革新的医療機器の開発から市販・承認までの期間を大幅に短縮。
	7	粒子線治療の研修に係る在留期間の特例 （内閣府・法務省令）	粒子線治療研修を受けることを目的として、外国の医師、看護師、診療放射線技師や、これらに同行する放射線物理工学の専門家が入国する場合の在留期間を最長１年から２年に延長。
	8	医学部の新設 （文部科学省告示）	国際的な医療人材の育成を目的とする医学部を、一校に限り特例的に設置認可の対象とできる。
	9	保険外併用療養の特例 （厚生労働省通知）	臨床研究中核病院等と同水準の国際医療拠点において、医療水準の高い国で承認されている医薬品等であって国内未承認のもの又は海外承認済みか否かに関わらず国内承認済みの医薬品等を適用外使用するものについて、保険外併用の希望がある場合に、速やかに評価。
	10	国際医療拠点における外国医師の診察・外国看護師の業務解禁 （厚生労働省通知）	二国間協定に基づく外国医師については、自国民のみを診療することに限る取り扱いと整理されているが、自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを容認。
都市再生・まちづくり	11	用途制限緩和手続きの簡素化 （特区法第15条）	特別用途地区内において、コンベンション施設などの迅速な整備を促進するため、特区の区域計画の認定をもって、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認があったものとみなす。
	12	住宅の容積率の緩和 （特区法第16条）	グローバル企業等のオフィスに近接した住宅の整備を促進するため、区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲内で、都市計画で定めた容積率を緩和。
	13	道路の占用基準の緩和 （特区法第17条）	国際的な活動拠点の形成に資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る余地要件（道路敷以外に場所がないこと）の適用を除外。
	14	土地利用手続きの簡素化 （特区法第20条等）	居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、特区の区域計画の認定をもって以下の認定等があったものとみなす。 ・土地区画整理事業の認定（特区法第20条） ・都市計画の決定又は変更（特区法第21条） ・開発行為の許可（特区法第22条） ・都市計画事業の認可又は承認（特区法第23条） ・市街地再開発事業の認可（特区法第24条） ・民間都市再生事業計画の認定（特区法第25条）
	15	空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和 （内閣府・国土交通省令）	ニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る観点から、特区内の空港を発着する空港アクセスバスについては、運賃設定の際の上限認可を届出とし、運行計画設定の際の届出期間を30日前から７日前に短縮。
	16	汚染土壌搬出時認定調査の調査対象項目の限定 （内閣府・環境省令）	特区内において自然由来特例区域内から区域外へ土壌を搬出する際に行う認定調査の調査対象物質（通常25種類）を、区域指定対象物質のみに限定。
	17	航空法の高さ制限に係る特例 （内閣府事務連絡）	建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、一定の高さをエリア一体の目安として提示した上で、具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続きを実施。
観光	18	滞在施設の旅館業法の適用除外 （特区法第13条）	外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、滞在に必要な役務を提供する事業を行おうとする者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法の適用を除外。
	19	過疎地等での自家用自動車の活用拡大 （特区法第16条の2）	過疎地域等での主として観光客のための制度として、市町村、運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携について協議した上で、特区の区域会議が、運送の区域等を迅速に決定。
	20	古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外 （内閣府・厚生労働省令）	地方自治体の条例に基づき選定される歴史的建築物について、ビデオカメラが設置され、緊急時の対応の体制が整備されている場合はフロント設置義務の適用を除外。

分野	No.	項　目	概　　要
農林水産	21	企業による農地取得 （特区法第18条）	農地を取得して農業経営を行おうとする「農地所有適格法人以外の法人」について、地方自治体を通じた農地の取得や不適正な利用の際の当該自治体への移転など、一定の要件を満たす場合には、農地の取得を容認。
	22	農業委員会と市町村の事務分担の特例 （特区法第19条）	農地の流動化を促進する観点から、市町村長と農業委員会との合意の範囲内で、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可能化。
	23	農家レストランの農用地区域内での設置 （内閣府・農林水産省令）	農業者が自己の生産する農畜産物や農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する場合は、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能化。
	24	農業への信用保証制度の適用 （各特区ごとに定める融資制度要綱）	農業について、商工業とともに行うものに関しては、金融機関からより円滑に資金調達できるようにするため、地方自治体の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能化。
	25	国有林野の貸付面積の拡大 （特区法第16条の3）	国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積を５ha から10ha に拡大。
	26	国有林野の貸付等に関する対象者の拡大 （林野庁通知）	特区において民有林と国有林を一体的に活用する場合、地元市町村在住者に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を追加。
	27	漁業生産組合の設立要件の緩和 （特区法第14条の3）	漁業者の法人化・協業化により競争力の向上や６次産業化の促進を図り、浜の活性化に資するため、漁業生産組合の設立要件を７人以上から３人以上に緩和。
保育・福祉	28	「地域限定保育士」の創設 （特区法第12条の4）	保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間２回行うことを促すため、２回目の保育士試験の合格者に、３年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。
	29	都市公園内における保育所等の設置 （特区法第20条の2）	保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可。
	30	ユニット型指定介護老人福祉施設の設備基準の特例 （厚生労働省事務連絡）	ユニット（小グループ）型指定介護老人福祉施設において介護ロボットを導入し実証実験を行う場合には、共同生活室の基準（現行１ユニットにつき１室）を、隣接する２つのユニットの入居者が交流し共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものとして条例で定めることを容認。
教育	31	公立学校運営の民間への開放 （特区法第12条の3）	グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。
外国人材	32	外国人家事支援人材の活用 （特区法第16条の4）	女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化。
	33	創業人材等の多様な外国人の受入れ促進 （特区法第16条の5）	創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を条件に、「経営・管理」の在留資格の基準（当初から「２人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限（500万円）の投資額」等）を緩和（見込みで可）。
創業・雇用	34	公証人の公証役場外における定款認証 （特区法第12条の2）	公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。
	35	官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化 （特区法第19条の2）	スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国の行政機関の職員がスタートアップ企業で働き、一定期間内に再び国の職員になった場合の退職手当の算定について前後の期間を通算。
	36	障がい者雇用率の算定特例の拡充 （特区法第20条の4）	異業種の中小企業による障がい者雇用を推進するため、障がい者雇用率の通算が可能となる組合に、有限責任事業組合（ＬＬＰ）を追加。
	37	NPO法人の設立手続きの迅速化 （特区法第24条の3）	ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続きにおける申請書類の縦覧期間を２か月から２週間に短縮。
	38	開業ワンストップセンターの設置 （特区法第36条の2）	外国人や外国企業の開業促進のため、登記、税務、社会保険等の法人設立や事業開始時に必要な各種申請等のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に実施。
	39	人材流動化センターの設置 （特区法第36条の3）	国、自治体、大企業に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくするため、「人材流動化センター（仮称）」を設置し、労働市場の流動性向上、スタートアップ企業における優秀な人材の確保に資する援助を実施。
	40	雇用労働相談センターの設置 （特区法第37条）	グローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者が、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための高度な個別相談対応等を実施。
	41	電波に係る免許発給までの手続きの迅速化（総務省通知）	電波を使用した実験に係る簡易な免許手続きである「特定実験試験局制度」について、特区の区域会議の下で、更に円滑な調整を可能にし、免許を申請から原則「即日」で発給。